

要求する水質については、水質基準に関する省令、水道法施行規則等関連法令、並びに橋本市水道事業水安全計画に従い、改正された場合は、それぞれ最新の基準値に従うこと。

参考：橋本市水道事業水安全計画における、浄水場の運転に関する水質項目の管理基準は以下の通り

凡例

番号	処理フロー	※管理目標値は、浄水・原水の水質、配水量等の要因を考慮し、見直す場合がある
項目名	①監視項目	
	②管理目標	
	③測定方法	

表 残留塩素関連の管理基準

1	フロック形成池	薬品沈殿池	急速ろ過池
残留塩素	①残留塩素 ②0.5（冬季）～ 1.6（夏季）mg/L ③自動計器（手動記録）	①残留塩素 ②0.5（冬季）～ 2.5（夏季）mg/L ③自動計器	①残留塩素 ②0.5（冬季）～ 1.2（夏季）mg/L ③自動計器
	浄水池	配水池	給水
	①残留塩素 ②0.45（冬季）～ 0.85（夏季）mg/L ③自動計器	①残留塩素 ②0.3 ～ 0.7 mg/L ③自動計器	①残留塩素 ②0.15 ～ 0.5 mg/L ③手分析
前塩素混和渠等		中間塩素混和渠等	
①注入率設定値 ②冬季：0.8 ～ 1.2 mg/L 夏季：1.8 ～ 2.5 mg/L 高濁度時：最大3.5mg/L ③手動入力		①注入率設定値 ②冬季：0.25 ～ 0.7 mg/L 夏季：0.25 ～ 2.9 mg/L 高濁度時：最大3.5 mg/L ③手動入力	

表 外観および臭気関連の管理基準

303・149	着水井	フロック形成池	薬品沈殿池
外観 臭気	①外観・臭気 ②異常でないこと ③手分析	①外観・臭気 ②異常でないこと ③手分析	①外観・臭気 ②異常でないこと ③手分析
	急速ろ過地	浄水池	給水
	①外観・臭気 ②異常でないこと ③手分析	①外観・臭気 ②異常でないこと ③手分析	①外観・臭気 ②異常でないこと ③手分析
粉末活性炭			
①臭気 ②原水および浄水の、2-MIBまたはジェオスミン測定値 0.000002 mg/L以上のとき 注入開始 0.000002 mg/L未満のとき 注入停止 （注入量は、橋本市の指示に従うこと） ③手分析			
			カビ臭物質の測定は、原則として橋本市が行うものとする

表 低濁度時の管理基準

151	沈砂池	着水井	薬品沈殿池
濁度 (低)	①濁度 ②0 ～ 100度 ③自動計器	①濁度 ②0 ～ 100度 (低レンジ) ③自動計器	①濁度 ②0 ～ 1.6度 ③自動計器
	急速ろ過地	浄水池	※ジャーテスト及び 現場確認により、 最適値を確認すること
	①濁度 ②0 ～ 0.1度 ③自動計器	①濁度 ②0 ～ 0.1度 ③自動計器	
	ポリ塩化アルミニウム		
	①注入率設定値の目安 ※		
	②着水井 (混合水) 濁度 2度未満 20 mg/L 2 ～ 10度 25 mg/L 10 ～ 20度 30 mg/L 20 ～ 40度 35 mg/L 40 ～ 60度 40 mg/L 60 ～ 80度 45 mg/L 80 ～ 100度 50 mg/L ③手動入力		

表 高濁度時の管理基準

151	沈砂池	着水井	薬品沈殿池
濁度 （高）	①濁度 ②100度（測定上限逸脱） ③自動計器	①濁度 ②100 ～ 1500度（高レンジ） ③自動計器	①濁度 ②0 ～ 4.0度 ③自動計器
	急速ろ過地	浄水池	※ジャーテスト及び現場確認により、最適値を確認すること
	①濁度 ②0 ～ 0.1度 ③自動計器	①濁度 ②0 ～ 0.1度 ③自動計器	
ポリ塩化アルミニウム			取水停止の判断
①注入率設定値の目安 ※ ②着水井（混合水）濁度 100 ～ 200度 55 mg/L 200 ～ 500度 60 mg/L 500 ～ 1000度 65 mg/L 1000度以上 70 mg/L （最大注入率 100mg/L） ③手動入力			着水井（混合水）濁度 500 ～ 1000度 導水ポンプ2台運転を避ける 1000 ～ 1500度 導水ポンプ小機（3号・4号）のみ運転 1500度以上 取水停止 （水道技術管理者の指示を仰ぐこと）

表 pH関連の管理基準

1	沈砂池	着水井	薬品沈殿池
残留塩素	①pH ②5.8 ～ 8.6 ③自動計器	①pH ②6.7 ～ 8.0 ③自動計器	①pH ②6.7 ～ 8.0 ③自動計器
	急速ろ過池	浄水池	配水池
	①pH ②6.7 ～ 8.0 ③自動計器	①pH ②7.5 ～ 7.6 ③自動計器	①pH ②7.2 ～ 7.8 ③自動計器
10%水酸化ナトリウム			
①注入率設定値の目安 ②浄水池pH 7.49未満になれば、注入開始 （最大注入率 45mg/L） 7.50以上になれば、注入停止 ③手動入力			